

静情審第 58 号
平成 17 年 1 月 25 日

教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 15 年 9 月 2 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

指導力不足教員の判定を行った平成 14 年度第 3 回指導力不足教員審査委員会に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第 124 号）

(別紙)

1 審査会の結論

静岡県教育委員会が非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 15 年 5 月 16 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、平成 14 年 12 月に指導力不足教員の判定を行った審査委員会に係る文書のうち、「審査委員会の委員の氏名」、「審査委員会の議事録」及び「判定の資料となった指導力不足教員候補者の実態把握記録簿」の開示を請求し、同日、実施機関は当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、平成 14 年度第 3 回指導力不足教員審査委員会に係る公文書のうち、次に掲げる公文書(以下「本件公文書」という。)を特定した。
 - ア 「指導力不足教員審査委員会審査委員のプロフィールと連絡先(秘)」(以下「審査委員名簿」という。)
 - イ 「平成 14 年度第 3 回指導力不足教員審査委員会の概要(議事録)」(以下「議事録」という。)
 - ウ 「審査委員会の資料となった 4 人の教員の実態把握記録簿」(以下「資料となった実態把握記録簿」という。)
- (3) 平成 15 年 5 月 28 日、実施機関は、「審査委員名簿」に記録された情報のうち、審査委員の氏名、プロフィール及び住所・連絡先について、「議事録」に記録された情報のうち、教育長のあいさつ、委員長のアいさつ、個別審査、総合審査、判定結果の表の一部及び意見交換の記録について並びに「資料となった実態把握記録簿」に記録された情報のうち、校長記入事項について条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号エに該当するとの理由で非開示とする旨の部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 15 年 7 月 25 日、異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち非開示とした部分を取り消し、本件公文書の開示を求める(ただし、審査の対象となった教員(以下「審査対象教員」という。)の氏名及び所属校名は除く。)というものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「審査委員名簿」について

ア 指導力不足教員審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員（以下「審査委員」という。）の氏名等は、条例第7条第2号本文の個人情報に該当するとしても、同号ただし書アに規定されている「公にすることが予定されている情報」に該当することから開示すべきである。

イ 実施機関が主張する審査委員の氏名等が明らかになることによる外部からの不当な干渉等のおそれは、抽象的な可能性にとどまり具体性に欠けるものである。

ウ 審査委員会が、ある教員を指導力不足教員と判定することは、極めて重要で難しいものであることに加え、その判定に恣意的な判断が入る危険性が高い。よって、審査委員会の透明性、中立性等の確保が必要であり、それを保障する唯一の方法は、審査委員の氏名等を開示することである。

(2) 「議事録」について

ア 静岡県の指導力不足教員への対応制度（以下「制度」という。）については、通常の人事管理とは違った扱いが必要である。なぜなら、制度の運用によっては、事実誤認から誤った判定をしたり、校長が意図的に気に入らない教員を放逐するために使ったりする危険性が大きいからである。

イ 指導力不足教員の判定は民主主義の原則に則って行われているかどうか大きな問題である。審査対象教員の氏名や所属校名が除かれて開示されても、県民としてこの問題をチェックし、思想統制等になる危険性があるこの制度に対し、一定の歯止めがかけられる。

ウ 実施機関は、議事録が開示されると審議が形がい化又は空洞化すると言うが、それはまったく逆で、審議内容を開示することにより、審議の形がい化又は空洞化を防ぐことになる。

(3) 「資料となった実態把握記録簿」について

ア この制度において、実態把握記録簿は、非常に大きな役割を果たしているにもかかわらず、現在、その内容を県民がチェックすることは不可能である。校長の不公正な記述を許さないため、また、審査委員会の判定やそれに基づく実施機関の認定が不公正なものとならないためにも、審査対象教員の氏名や所属校名を除き開示すべきである。

イ 実施機関は、開示することにより、校長が否定的な評価をありのままに記すことは困難となると主張する。しかし、そうではなく、開示することで校長の独りよがりの判断ではなく、より慎重に本人や同僚などの他の人たちの声を聞き、真実に基づき正しく客観的な評価をすることが可能となる。

ウ 実態把握記録簿は多くのチェック項目があり、その中には基本的人権の観点から問題となるものも少なくないことから、校長の恣意的運用がないか、人権上問題となるような記録がないか、民主主義の原則をはみ出していないかなどをチェックするために開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 「審査委員名簿」について

ア 非開示の主たる理由は、審査委員の氏名等の開示により、審査委員が個人的に外部からの圧力、干渉等を受け、不当に不利益を被る可能性等があるということである。指導力不足であると判定を受けた教員が、後に、教員として不適格であると判断され、分限免職処分を受けた場合、職を失った恨みを審査委員に向ける可能性がないとは断言できない。また、制度の詳細を知らない外部からの圧力、干渉等が審査委員に加えられ、それにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれる可能性は否定できない。

イ 本県の場合は、2人の保護者にも委員を委嘱している。審査委員の氏名等が明らかになることにより、審査委員に対し第三者からの不測の働きかけ、その家族の平穏な生活を混乱させる可能性、公正な判断が妨げられるおそれがあり、外部からの圧力、干渉等への不安は、保護者の審査委員にとってより大きいと思われ、今後、審査委員会の委員への就任の受諾が得にくくなり(現在は、氏名を公にしないという前提で受諾を得ている。)指導力不足教員への対応事務の円滑な遂行に支障が生じることも十分予想される。

(2) 「議事録」について

ア 議事録は個人情報そのものであり、審査対象教員のプライバシーは最大限に尊重されなければならないことから、条例第7条第2号の規定からして議事録の大半が非開示となる。

イ 議事録は、審議、検討又は協議に関する情報が記録されており、これを公にすることにより、外部からの圧力、干渉等により審査委員会における自由で率直な意見交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に規定する情報に該当する。

ウ 議事録は、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号エに規定する情報に該当する。懲戒処分、分限処分及び人事異動の決定の過程がすべて明らかになれば、これに不満を持つ者たちが様々な抵抗をし、処々に対立が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずることが予想される。

(3) 「資料となった実態把握記録簿」

ア 指導力不足教員への対応に係る情報は、基本的に個人情報そのものであり、資料となった実態把握記録簿を開示するとしても、審査対象教員の特定に結びつく情報は、条例第7条第2号の規定からしてすべて非開示となる。

イ 実態把握記録簿は、人事管理に係る事務に関する情報であり、これを開示することは公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことから、条例第7条第6号エに規定する情報に該当する。資料となった実態把握記録簿が開示されれば、

当該公文書を作成する校長は、たとえ自分の氏名が公にされなくとも、指導力不足と思われる教員についての否定的な評価をありのままに記すことは困難になるとと思われる。これにより、実態把握記録簿の内容が形がい化又は空洞化することとなり、指導力不足教員に係る問題の解決が困難になるおそれが生じ、結果として公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすこととなる。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 指導力不足教員について

実施機関は、児童生徒の指導に直接携わる個々の教員の資質向上を図ることを目的に、指導力を欠く教員への対応に関する規定を定めている。この指導力を欠く教員、いわゆる指導力不足教員とは、病気又は障害以外の理由で、児童生徒の指導に際し、著しく適切さを欠き、継続的な職務の遂行に支障をきたすため、人事上の特別な措置が必要と決定された教員をいう。指導力不足教員であることの認定の手順は、校長が、指導力不足と思われる教員の具体的な状況を確認し、所見などの評価に関する情報等を記録した実態把握記録簿を作成する、校長は、所定の申請書に実態把握記録簿その他参考となる資料を添えて実施機関に申請する、実施機関は、申請内容を精査した上で、実施機関が設置した審査委員会に提案する、提案を受けた審査委員会は、指導力不足教員に該当するか否か等の判定を行う、実施機関は、審査委員会の判定結果に基づいて、指導力不足教員に該当するか否か等の認定を行う、とされている。

(2) 本件公文書について

ア 「審査委員名簿」は、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、保護者代表からなる8人で組織された審査委員会の名簿で、当該公文書は二つの表からなっている。ひとつの表には、学識経験者、弁護士等の分類ごとに審査委員の氏名及びプロフィール（現職、前職、元職、年齢等）が記録され、もうひとつの表には、審査委員の氏名ごとに住所、電話番号等の連絡先が記録されている。

イ 「議事録」は、平成14年12月17日に開催された平成14年度第3回指導力不足教員審査委員会の審議内容が要約されたものであり、その中には、開催日時、開催場所、教育長及び委員長のあいさつ、審査対象教員の意見陳述の内容、審査委員の発言要旨からなる具体的な審査の内容、判定結果の表、審査委員と実施機関の職員との間において交換された意見等が記録されている。

ウ 「資料となった実態把握記録簿」は、校長が指導力不足と思われる教員について、その具体的な状況に係る事実の確認を行い、所見などの評価に関する情報等を記録したものであり、表紙の部分と内容の部分に大別できる。表紙の部分には、審査対象教員の職名、氏名、所属校名及び記載責任者である校長名並びに校長印が記録され、また、内容の部分には、あらかじめ定められた様式部

分と、校長がその様式に従って記入した審査対象教員の資質や能力に係る校長の所見及び審査対象教員の具体的な状況が記録されている。

(3) 公文書ごとの判断

審査の対象となる公文書は、前記5(2)ア、イ及びウで述べたとおり、内容が大きく異なることから、以下公文書ごとに判断する。

ア 「審査委員名簿」について

(ア) 条例第7条第2号(個人情報)該当性

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

しかしながら、条例第7条第2号ただし書の「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ウ 当該個人が公務員(中略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。(後略)」のいずれかに該当する情報は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨が定められている。

審査委員名簿において、実施機関が非開示とした情報(以下「審査委員名簿の非開示情報」という。)は、審査委員の氏名、現職、前職、元職、在住している市の名称、年齢、勤務先及び家族に関する情報並びに審査委員の連絡先としての住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスである。なお、これらの情報はそれぞれの審査委員について、漏れなく記録されている情報ではなく、審査委員によって記録されている情報に差異がある。審査委員名簿の非開示情報は、審査委員それぞれについて、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号本文に該当することは明らかであることから、同号ただし書のいずれかに該当するかどうかを検討する。

実施機関が定めた「指導力不足教員審査委員会規程(平成14年7月1日教育委員会訓令乙第2号)」によれば、審査委員会は、教育長が委嘱する委員で組織するとされている。実施機関は、審査委員に対して特別職の職員等の給与等に関する条例は適用せず、また、教育長が行う「委嘱」は単なる委託に過ぎないとしている。このことから、審査委員は地方公務員法上の公務員でないと判断されるため、当該情報は、条例第7条第2号ただし書ウに該当するとは認められない。また、条例第7条第2号ただし書イに該当しないことも明らかであることから、次に同号ただし書アの該当性を検討する。

通例、県の他の審議会等においては、県行政の透明性を確保し、当該審議会等の委員の選出理由を県民に説明する責任を果たす観点から、その委員が誰であるのか、どのような職等を有しているのか等を示すものとして、既に、氏名、職等の情報が公にされている。

審査委員会名簿の非開示情報のうち審査委員の氏名、現職、前職及び元職（以下「審査委員の氏名、職等」という。）と県の他の審議会等の委員の氏名、職等の情報は同種の情報であり、審査委員の氏名、職等を特別に公にしないとする合理的な理由は特段認められないことから、審査委員の氏名、職等は、公にすることが予定されている情報と認められる。

ただし、審査委員名簿の非開示情報には、審査委員の氏名、職等以外に、審査委員の年齢、在住している市の名称、家族に関する情報及び現在の職業（法人の代表者である情報は除く。）の記録もある。これらの情報は、審査委員の任務と直接関係する情報とはいえ、審査委員の純然たる私生活に関する情報といえることから、公にすることが予定されている情報とまでは認められない。

また、審査委員名簿の非開示情報には、上記以外に審査委員の住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスの記録もある。これらの情報については、実施機関が審査委員と単に連絡を取るために保有している情報であり、審査委員の任務と直接関係するとは認められないことから公にすることが予定されている情報とまではいい難い。

(イ) 条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）該当性

条例第7条第5号は、「県の機関（中略）の内部（中略）における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

前記のとおり、当審査会が条例第7条第2号ただし書アに該当し開示すべき情報と判断した審査委員の氏名、職等について、同条第5号の該当性を検討する。

実施機関は、審査委員の氏名等の開示により、審査委員が個人的に外部からの圧力、干渉等を受け、不当に不利益を被る可能性は否定できず、それにより自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張する。しかしながら、条例第7条第5号に規定する率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるものに該当するというためには、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。しかし、実施機関の主張は、おそれが存する可能性を示しているに過ぎず、具体性に欠けるといわざるを得ない。また、県の他の審議会等の委員の氏名等は、公にされているのが通例

であり、審査委員についても、県教育行政の透明性の確保と実施機関の説明責任を果たす上から、県の他の審議会と同様に、その委員の氏名等を公にすることが求められている。

このことからして、審査委員の氏名、職等を公にすることにより、審査委員会の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

(ウ) 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)該当性

条例第7条第6号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等又は他の地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

審査委員の氏名、職等について、条例第7条第6号該当性を検討する。

実施機関は、審査委員の氏名等の開示により、審査委員が個人的に外部からの圧力、干渉等を受けるおそれが存在し、また、現在、氏名を公表しないという前提で審査委員から委員就任の承諾を得ていることから、審査委員の氏名等が開示されることとなれば、今後、審査委員会の委員への就任の承諾が得にくくなり、指導力不足教員への対応事務の円滑な遂行に支障が生じること十分予想されると主張する。

審査委員の氏名、職等について、条例第7条第6号が適用されるためには、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

しかしながら、実施機関の主張は、審査委員の氏名等の開示により、審査委員が個人的に外部からの圧力、干渉等を受けるおそれが存する可能性を示しているに過ぎず、具体性に欠けるといわざるを得ない。加えて、審査委員の氏名、職等を公にすることにより、仮に、今後、審査委員会の委員への就任の承諾を得にくくなる可能性があるとしても、審査委員会の委員への就任の承諾を得る場合にあつては、本来、審査委員会の委員も指導力不足教員についての判定を行う事務の重要性を理解しているはずである。そのようなことから、審査委員の純然たる私生活に関する情報を除けば、他の審議会等の委員の氏名等と同様に、審査委員の氏名、職等が公にされることに対し、審査委員の理解を得られないとは思われない。

また、審査委員の任務の重要性、県教育行政の透明性の確保及び実施機関の説明責任を果たす上からも、審査委員の氏名、職等を非開示とする理由は認められない。

このことからして、審査委員の氏名、職等を公にすることにより、指導力不足教員への対応事務の円滑な遂行に支障が生じるとは認められない。

なお、実施機関は、審査委員の氏名等の開示により、審査委員が個人的に

外部からの圧力、干渉等を受けるおそれに対する不安は保護者代表の審査委員により大きいと思われ、特に保護者代表の審査委員に対する配慮が必要である旨を主張するが、審査委員の氏名等の開示、非開示の判断に、保護者代表の審査委員に対する特別の配慮が必要であるとは認められない。

イ 「会議録」について

会議録において実施機関が非開示とした情報（以下「会議録の非開示情報」という。）は、教育長及び委員長のあいさつ、個別審査、総合審査、判定結果の表の一部及び意見交換の項目の部分である。異議申立人は会議録の非開示情報のうち、審査対象教員の氏名及び所属校名を除くその余の全部を開示する旨の異議申立てをしているため、審査対象教員の氏名及び所属校名は審査の対象から除くものとし、以下、項目ごとに検討する。

(ア) 教育長及び委員長のあいさつ

a 条例第7条第2号該当性

当該情報は、審査委員会の開催に当たっての教育長及び委員長の発言内容であることから、条例第7条第2号本文の特定の個人を識別することができる情報に該当する。教育長のあいさつについては、職務遂行に係る情報といえることは明らかであり、よって、条例第7条第2号ただし書ウに該当し、また、委員長のあいさつについては、県教育行政の透明性の確保と実施機関の説明責任を果たす観点から、公にすることが予定されている情報といえることから、同号ただし書アに該当する。

b 条例第7条第5号及び第6号該当性

当該情報は、審査委員会における審査の具体的な内容に直接関わるものではなく、また、審査委員会の審査に求められる中立性、公平性等と直接つながる情報とも考え難く、これを開示することにより、審査委員会における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生ずるとは認められないことから、条例第7条第5号及び第6号のいずれにも該当しない。

(イ) 個別審査及び総合審査

当該情報について、条例第7条第2号該当性を検討する。

当該情報のうち、個別審査は、審査対象教員について、審査委員と実施機関の職員とで意見を交わした「審議の要約」及び審査対象教員の「意見陳述と質疑応答」の記録である。また、総合審査は、審査対象教員に対する審査委員の審査に係る発言の記録である。当該情報は、審査対象教員が指導力不足教員であるか否かの判定における具体的な審査の部分であり、氏名その他の記録により、これらの情報のすべてが特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、条例第7条第2号ただし書ウの該当性についてみると、審査対象教員は公務員であることから、当該情報は公務員の職務に関する情報ではある

が、その内容は、審査対象教員に対する審査委員の評価に関することを含み、また、審査対象教員の勤務態度に関することも含むことから、審査対象教員の身分の取扱いに関する情報であり、公務員の職務遂行に係る情報に該当するとは認められない。また、審査対象教員は、指導力不足教員の候補者であり、当該情報は、個人の資質、評価を含んだ情報であることから、一般にこれらの情報が条例第7条第2号ただし書ア及びイに該当するとは認められない。よって、当該情報は、条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(ウ) 判定結果の表

a 条例第7条第2号該当性

当該情報は、審査対象教員の氏名、職名、所属校名、年齢、性別及び指導力不足教員に該当するか否かの判定結果を審査対象教員ごとにまとめて一覧表にしたものであり、このうち実施機関が非開示とした情報(以下「判定結果の表の非開示情報」という。)は、審査対象教員の氏名、職名、所属校名、年齢及び性別である。

判定結果の表の非開示情報は、条例第7条第2号本文の特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであることから、次に同号ただし書の該当性を検討する。

実施機関は、審査委員会において審査対象教員4人の判定が行われた後、当該教員が指導力不足教員であることの認定を行い、平成15年2月にその概要を公表している。その際、実施機関は、審査対象教員の氏名については公表していないが、判定結果の表の非開示情報のうち職名及び性別については公表していることから、条例第7条第2号ただし書アに該当することは明らかである。

しかし、判定結果の表の非開示情報のうち年齢については、年代別の該当人数を公表しているに過ぎず、明確な年齢までは公表されていないことから、条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当するとすべき事情も認められない。

b 条例第7条第5号及び第6号該当性

前記のとおり、条例第7条第2号ただし書アに該当すると認められる判定結果の表の非開示情報のうち職名及び性別については、実施機関自らが公表していることから、同条第5号及び第6号のいずれにも該当しないことも明らかである。

(エ) 意見交換

a 条例第7条第2号該当性

当該情報は、審査対象教員が指導力不足教員に該当するか否かの判定についての具体的な意見の交換ではなく、審査委員会が指導力不足教員を判定する際の手続上のことについて、審査委員と実施機関の職員が意見を交

わしているものである。

当審査会が見分したところ、実施機関の職員の発言には、その発言者を特定することを可能とする職名の記録があるが、審査委員の発言には氏名の記録はなく、発言者を特定することは困難である。このことから、当該情報のうち、特定の個人を識別することが可能であると認められる情報は、実施機関の職員の職名及びその発言に係る記録の部分であり、実施機関の職員は公務員であることは明らかであることから、当該部分は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

b 条例第7条第5号及び同条第6号該当性

実施機関は、審査委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び人事管理に係る事務に関し支障を及ぼすおそれがあることを理由に、非開示とすべきであると主張する。

しかし、当該情報の内容は、審査委員会が指導力不足教員を判定する際の手続上のことについて意見を交換しているに過ぎず、また、同種の情報が、制度を創設するための検討会議の会議録として公にされていることから、当該情報を公にすることにより、実施機関が主張するようなおそれが生じるとは考えにくい。よって、当該情報は、条例第7条第5号及び第6号のいずれにも該当しない。

ウ 「資料となった実態把握記録簿」について

当該情報について、条例第7条第2号該当性を検討する。

実態把握記録簿は、審査対象教員の資質や能力について、さまざまな観点ごとに、審査対象教員の日常の様子等の事実に関する情報のほか、当該教員に対する校長の所見などの評価に関する情報が混在して記録されている。この実態把握記録簿は、実施機関が、審査の対象となる教員について指導力不足教員であるかどうかを判断するに際し、最も基礎的な資料となるものである。

資料となった実態把握記録簿において実施機関が非開示とした情報(以下「資料となった実態把握記録簿の非開示情報」という。)は、前記5(2)ウで述べた情報のうち、様式部分を除く校長が記入した事項のすべての部分であるが、異議申立人は、審査対象教員の個人名及び所属校名の開示は求めているため、その余の情報について検討する。

まず、表紙の部分においては、審査対象教員の職名は、個人に関する情報であるが、前記5(3)イ(ウ)aのとおり、既に公にされている情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当すると認められる。記載責任者としての校長名及び校長印については、これらの情報が開示されることにより、審査対象教員が識別され得る可能性は極めて高い。ところで、前述のとおり異議申立人は、審査対象教員の所属校名を異議申立ての対象としておらず、校長名及び校長印も審査対象教員の所属校を特定し得る情報であることは

明白であることから、そもそも校長名及び校長印を非開示にすることには、当事者間において争いがないものと考えられる。

次に、内容の部分にある校長が記入した総合所見、観点別所見及び具体的な状況（以下「総合所見等」という。）については、校長が自らの職責により、自己が管理監督すべき教員のうち、指導力不足と思われる教員に対する校長の所見及び当該教員の具体的な状況を記録したものであり、これらは全体として特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号本文に該当する。総合所見等は、校長の職務遂行の内容であるといえるので、条例第7条第2号ただし書ウの公務員の職務遂行に係る情報といえるが、反面、審査対象教員にとっては、記載内容の一部に当該教員の職務に関する情報を含むとしても、そもそも指導力不足教員であることの判定又は認定を受けること自体は、当該教員の職務遂行に係る情報に該当するとは認められない。また、条例第7条第2号ただし書ア及びイに該当するとすべき事情も認められない。よって、総合所見等は全体として、条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 条例第8条第2項（部分開示）の適用について

条例第8条第2項は、条例第7条第2号に該当する情報であっても、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、個人識別部分を除いた部分を開示しなければならないと規定している。このため、当審査会は、条例第7条第2号により全体として非開示と判断した会議録の個別審査及び総合審査並びに資料となった実体把握記録簿の総合所見等（以下「本件非開示部分」という。）における条例第8条第2項の適用について、次のとおり判断する。

本件非開示部分には、審査対象教員の氏名等特定の個人を識別することができる情報が含まれている。一方、その他の情報についても、当該情報と既に公表されている情報を組み合わせることにより、審査対象教員が識別される可能性があり、また、審査対象教員について、一定の情報を承知している関係者が当該教員を特定する可能性は一層高まることとなる。したがって、本件非開示部分を公にすることにより、指導力不足教員の判定の対象となっているその具体的内容等、通常他人に知られたくないと考えられる事実が明らかとなり、当該教員の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第8条第2項による部分開示はできず、非開示が妥当であると判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

制度において、校長の恣意的な運用はないか、人権上問題となるような記録はないかなどをチェックするために本件公文書を開示すべきであるなど、異議申立人のその余の主張もあるが、これら主張は当審査会における開示、非開示の判断

を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会からの要望

本件公文書に係る開示、非開示についての当審査会の判断は以上のとおりであるが、実施機関は、指導力不足教員の認定の事務の重要性に鑑み、その手続の透明性を高め、県民の一層の理解が得られるよう、更に努力することを要望する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

(別表)

対 象 公 文 書	開 示 す べ き 部 分
審査委員名簿	<p>【 上段の表中 】</p> <p>「氏名」欄中に記録のある情報すべて 「プロフィール」欄中</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上から一人目の審査委員については、2行目 29文字目から末尾までを除く部分 • 上から二人目の審査委員については、記録のある情報すべて • 上から三人目の審査委員については、1行目 30文字目から末尾まで及び2行目 1文字目から末尾までを除く部分 • 上から四人目の審査委員については、1行目 21文字目から末尾までを除く部分 • 上から五人目の審査委員については、1行目 20文字目から末尾までを除く部分 • 上から六人目の審査委員については、1行目 18文字目から末尾までを除く部分 • 上から七人目の審査委員については、1行目 14文字目から 23文字目まで及び2行目 24文字目から末尾までを除く部分 • 上から八人目の審査委員については、1行目 26文字目から末尾まで、2行目 1文字目から 20文字目まで、3行目 32文字目から末尾まで及び4行目 1文字目から末尾までを除く部分 <p>-----</p> <p>【 下段の表中 】</p> <p>「氏名」欄に記録のある情報すべて</p>
会議録	<p>1ページ目「4(1)教育長あいさつ」の全部 1ページ目「4(2)委員長あいさつ」の全部 6ページ目「4(5)判定結果」の表中</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「氏名(職名)」欄に記録のある職名すべて • 「性別」欄に記録のある情報すべて <p>6ページ目「5意見交換」の全部</p>
資料となった実態把握記録簿(審査対象教員4人分)	各表紙の「職名」欄に記録のある情報

(別記)

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 15 年 9 月 2 日	諮問を受け付けた。	
平成 15 年 9 月 2 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 15 年 10 月 15 日	異議申立人からの意見書を受け付けた。	
平成 15 年 11 月 27 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 16 年 1 月 14 日	異議申立人からの意見書を受け付けた。	
平成 16 年 4 月 23 日	審議	第 160 回
平成 16 年 5 月 18 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 16 年 5 月 21 日	審議及び異議申立人の意見陳述を聴取した。	第 161 回
平成 16 年 6 月 21 日	異議申立人からの意見書を受け付けた。	
平成 16 年 6 月 23 日	審議	第 162 回
平成 16 年 7 月 28 日	審議	第 163 回
平成 16 年 8 月 23 日	審議	第 164 回
平成 16 年 9 月 24 日	審議、第一部会へ付託	第 165 回
平成 16 年 9 月 28 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 16 年 10 月 20 日	異議申立人からの意見書を受け付けた。	
平成 16 年 10 月 26 日	第一部会において審議	第 166 回
平成 16 年 11 月 24 日	第一部会において審議	第 167 回
平成 16 年 12 月 21 日	第一部会において審議	第 168 回
平成 17 年 1 月 25 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 169 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 160 回～第 169 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 160 回～第 163 回、 第 165 回、 第 167 回～第 169 回
小 野 森 男	弁護士	第 160 回～第 169 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 161 回、第 162 回、 第 164 回、第 165 回、 第 169 回
田 中 克 志	静岡大学 人文学部教授	第 160 回～第 165 回、 第 169 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 常務取締役	第 161 回～第 165 回、 第 169 回